

(38. 5. 21)

昨年12月26日の予備交渉が21回会合の席上、日本側より書き物として提示した請求権の処理に関する日本側提案および同補足説明に関連し、無償経済協力のくり上げ実施と貿易上の対日債務の償還方法との関係についての日本側の考え方を一層明確にするため、次のとおり重ねて敷衍説明する。

昨年12月26日の日本側提案が2項(2)に基づき、韓国側の要請により、日本よりの無償供与額の減額をもって貿易上の対日債務の支払いと見做す場合、その結果として、当該年度における韓国側の対外期待資金が不足し、そのため、韓国の5カ年計画遂行に支障を来たすような際には、同が1項後段の発動として、毎年度韓国側の要請により、無償経済協力のくり上げ実施につき日韓両国間で協議し、双方合意の上これを実施することができるとある。

但し、右くり上げ実施分を含む毎年度の無償供与の提供額は最高限 2,500万ドルとする。(なお、同が2項(3)に基づく有償経済協力のくり上げ実施の可能性も排除されるものではない。)

なお、長期低利借款の償還期限に関しては、据置期間17年を含み20年という解釈であることにつき、この際日韓両国にて一致した了解を確認したい。